

# 甲第107号証

令和2年特(わ)第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等事件  
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

## 進行に関する意見書 2

令和3年6月22日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁護人 高田



弁護人 鄭一志



弁護人 河村尚



弁護人 瀬川慶



弁護人 小林貴樹



弁護人 趙誠峰

検察官の令和3年6月21日付け「進行に関する上申書②」(以下、「本件上申書②」という。)に関し、次のとおり、弁護人の意見を述べる。

### 1 本件上申書②・第1・1項について

#### ア 検察官の主張の概要

検察官は、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する「噴霧乾燥器」であるについて、検察官が、本件噴霧乾燥器が「『内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし』た状態で、稼動時の内部温度を測定し、『内部』に該当する箇所の中で最低温度となる箇所でも、腸管出血性大腸菌○157を死滅させるに必要な温度に達すること」を満たせば本件要件ハを充足するとあたかも従前から主張していたかのように主張し、これに対して弁護人が、本件噴霧乾燥器が本件要件ハを充足するには、「『噴霧乾燥対象液体を入れ、噴霧乾燥運転をした後の状態』においても、『内部』を『滅菌又は殺菌することができる』ことを要する」との新たな主張を行い、または行う予定であるから、かかる弁護人の新たな主張に対応するために、検察官において本件要件ハの「解釈を再検討する必要がある」などと述べるようである。

しかし、かかる検察官の主張は極めて誤導的で悪質な主張である。

#### イ 検察官の主張の誤り

すなわち、検察官は、令和2年10月26日付け証明予定事実記載書3において、本件要件ハの解釈について経産省通達を引用した上で（第1・1）、「本件噴霧乾燥器で、証明予定記載事実記載書2の第4の3ア記載の腸管出血性大腸菌○157等を製造した場合、前記2及び3を踏まえると、本件噴霧乾燥器は、いずれも腸管出血性大腸菌○157等を殺滅することができるものであることから、貨物等省令3要件ハの『滅菌または殺菌をすることができるもの』に該当する」（第1・4）（下線は弁護人による。）と主張している（付言すると、証明予定事実記載書4・第4にある検察官の主張は、証明予定事実記載書3の「補足」に過ぎない。）。

このように、検察官は、そもそも本件噴霧乾燥器で実際に製品を「製造した場合、すなわち「噴霧乾燥対象液体を入れ、噴霧乾燥運転をした後の状態」（当然、「噴霧乾燥対象液体」は粉体となっている。）を想定し、この場合に本件噴霧乾燥器が「いずれも腸管出血性大腸菌○157等を殺滅することができる」ことから、本件噴霧

乾燥器が本件要件ハに該当すると主張していたのである。

そして、「前記2」(弁護人注記:微生物の死滅条件)「及び3」(弁護人注記:本件噴霧乾燥器を空焚きした場合の内部温度)「を踏まえると」とあることから、検察官の上記主張においては、(ア)本件噴霧乾燥器の「内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態(乾熱)にした状態」での「稼動時の内部温度」、及び(イ)腸管出血性大腸菌O157を死滅の死滅条件は、いずれも「噴霧乾燥対象液体を入れ、噴霧乾燥運転をした後の状態」での内部に残留した(粉体となった)腸管出血性大腸菌O157の死滅を推認させる間接事実として位置付けられていることは明らかである。

このように、「滅菌又は殺菌」の解釈に争いはあると、従前から検察官・弁護人ともに、本件噴霧乾燥器が「噴霧乾燥対象液体を入れ、噴霧乾燥運転をした後の状態」で、内部に残留した粉体となった微生物を「滅菌又は殺菌」することが可能か否かが問題となるという、共通認識の下に主張を重ねてきたのであり、この共通認識に関しては争いなど存在しなかった。

反対にいえば、本件上申書②で検察官が述べるところの、本件噴霧乾燥器が「『内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態(乾熱)にし』た状態で、稼動時の内部温度を測定し、『内部』に該当する箇所の中で最低温度となる箇所でも、腸管出血性大腸菌O157を死滅させるに必要な温度に達すること」を満たせば本件要件ハを充足するとの主張こそが、検察官による全く新たな法的主張なのである。

他方、弁護人の提出した弁18、弁19、並びに弁48ないし弁50は、従前の弁護人の主張を裏付ける証拠に過ぎず、新たな法的主張を伴うものではない。

#### ウ 検察官の怠慢と欺瞞

本件被告事件は、令和2年4月27日付けにて公判前整理手続に付されており、同手続は既に約1年2ヶ月もの間、行われている。

その間、検察官には、実際に本件噴霧乾燥器に「噴霧乾燥対象液体を入れ、噴霧

乾燥運転をした後の状態」で内部の粉体となった大腸菌が死滅するか否かを直接実験する機会は常にあったどころか、この実験は、そもそも本件の公訴提起の段階で確認しておくべき事項であったはずである。

にもかかわらず、検察官はこの実験を漫然と怠った挙句、弁護人が「噴霧乾燥対象液体を入れ、噴霧乾燥運転をした後の状態」で大腸菌が死滅しないことを示す、弁18及び弁19（並びに弁48ないし弁50）を提出するや、上記の如き全く新たな法的主張を持ち出すことで論点を解釈論・法的主張に切り替え、さらには、あたかも検察官が従前から当該解釈を主張しており弁護人が新たな法的主張を持ち出したかのようにいうのである。

かかる検察官の態度は極めて誤導的であり、悪質な欺瞞であるというほかない。

## 工 冒頭陳述の延期が許されないこと

刑事事件において迅速な裁判を受ける権利は、憲法上保証された被告人らの基本的人権である（憲法37条1項）。

上記のとおり、本件被告事件では既に約1年2ヶ月もの間、公判前整理手続が行われているところ、その間、弁護人は検察官に対し幾度も本件要件ハの解釈を明らかにするよう求めたものであるが、検察官は、裁判所の指揮の下、証明予定事実記載書3を提出して検察官の考える本件要件ハの解釈を明らかにし、主張に追加するところはないとまで明言した。かかる検察官の行為を前提として、令和3年7月15日の第1回公判期日が設定されたのである。

にもかかわらず、検察官は、従前來の検察官の主張を覆す弁護人の請求証拠に触れるや、事実認定の問題を法的主張の問題に切り替えることを画策するばかりか、それをあたかも弁護人の責任であるかのように言い募っている。

このような経緯に鑑みれば、検察官の主張する、「貨物等省令の解釈を再検討する必要」を認める余地など微塵もないのであるから、検察官の主張の再検討を理由に令和3年7月15日の第1回公判期日を延期すべきではない。

検察官が現状、冒頭陳述ができないというのは、そもそも本件の公訴提起が誤っていたというに他ならないというべきである。

## 2 本件上申書②・第1・2項について

弁護人が提出した、令和3年6月21日付け「進行に関する意見書」(以下、「意見書1」という。)に記載のとおり、証人 [ ] の尋問は、本件証拠開示請求により開示された証拠を得た上で反対尋問を行う必要があることから、これを同年7月16日に実施できないこともやむを得ないと考える。

## 3 本件上申書②・第1・3項について

意見書1記載のとおり、証人 [ ] に関しては、同人が本件要件ハについてどのように認識していたかに関して、本件証拠開示請求により開示された証拠が重要となる蓋然性があり、そのため、この証拠を得た上で反対尋問を行う必要があるから、これを令和3年8月3日に実施できないこともやむを得ないと考える。

他方、証人 [ ] は、平成25年10月の法令改正の際のパブリックコメントの際の被告人大川原及び被告人島田とのやりとりに関する事実関係についての証人であり、その証言内容は本件要件ハを含む関係法令の解釈内容如何が前提となるものではなく、そのため本件証拠開示請求により開示された証拠を踏まえなくとも反対尋問が可能であることから、証人 [ ] の尋問は令和3年8月5日に実施すべきである。

この点、検察官は、本件証拠開示請求による証拠の開示の後でなければ証人 [ ] の尋問が実施できないと主張するが、同人の調書を前提としても、同人が貨物等省令の要件解釈論を述べた事実はなく、ただ、被告会社らがパブリックコメントに応募した経緯やそのパブリックコメントの内容に関する記載があるのみであり、本件要件ハを含む関係法令の解釈内容や本件開示請求にかかる開示証拠が前提となるものではない。

検察官は、「本件公訴事実に係る被告人大川原正明及び島田順司の故意等を立証す

る上で必要な間接事実は何かを確定した上でなければ実施できない」などと主張するが、証人 [ ] の尋問においては、本来、同人の調書に記載の事実関係（被告人らの発言やパブリックコメント応募の際のやり取りなど）の立証があるのみのはずであり、検察官の当該主張は極めて不合理である。

#### 4 本件上申書②・第1・4項について

証人 [ ] 及び証人 [ ] に関しては、本件証拠開示請求により開示された証拠が重要な蓋然性があり、そのため、これを得た上で反対尋問を行う必要があると考えるが、それでもなお、検察官の本件要件ハの解釈の「再検討の結果」や「[ ] 証人の証人尋問結果」を待つ必要はない。

検察官の主張は、あたかも検察官の本件要件ハの解釈の「再検討の結果」や「[ ] 証人の証人尋問結果」に応じて、証人 [ ] 及び証人 [ ] の証言内容が変わるかのように装っているが、両名の尋問は、専ら過去の事実関係についての記憶を確認する作業であるはずであり、検察官の当該主張はあたかも両証人に「再検討の結果」等を教示するなどして証拠の汚染を予告するかのようすらあり、理由がない。

#### 5 本件上申書②・第1・5項について

意見書1記載のとおり、本件では期日の空転を避けるため、証人 [ ] の尋問が先行して行われるべきと考える。

検察官は、証人 [ ] が「平成28年に被告会社に対して行った、貨物等省令3要件ハ『定置した状態で滅菌又は殺菌をすることができるもの』の判断基準に関する質問に対する回答の準備に関与」したことから、「前記再検討の結果及び[ ] 証人・[ ] 証人の証人尋問結果等を踏まえた上で行う必要がある」と主張する。

しかし、かかる点に関する証人 [ ] の尋問は、あくまで同人の当時の認識や行動を明らかにするものに過ぎず、本件要件ハの解釈の内容如何により尋問の内容が変わるべきものではないのであるから、検察官の上記主張は極めて不合理である。

なお、検察官の述べる「再検討」の内容は、前述のとおり、結局、「滅菌又は殺菌」の対象が製品製造後の内部の粉体であるか否かという点に過ぎない。よって、現時点でも、かかる検察官の解釈を前提に尋問することは容易であるから、証人[ ]の尋問を「[ ]証人・[ ]証人の証人尋問結果等を踏まえた上で行う必要」など全くない。

## 6 本件上申書②・第2について

前述1で詳述したとおり、弁18、弁19並びに弁48ないし弁50は、弁護人において新たな法的主張を伴うものではない。

これに対し、検察官は、弁護人の上記各証拠に触れて、本件の公判前整理手続きでの検察官の従前來の主張を維持することができないと思料したようであり、これまで一切主張していなかった、本件噴霧乾燥器が「『内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし』た状態で、稼動時の内部温度を測定し、『内部』に該当する箇所の中で最低温度となる箇所でも、腸管出血性大腸菌O157を死滅させるに必要な温度に達すること」を満たせば本件要件ハを充足する、との法的主張の予定を述べているのである。

したがって、検察官が弁護人の「主張内容を予測し、対応を検討している」との点も、本件公判前整理手続きにおいて「両当事者の主張が明確化されておらず」との点も明らかに事実に反する。

検察官は、「法的解釈に関する争点整理が十分に尽くされていない」と述べるが、前述1・ウ及びエに記載のとおり、約1年2ヶ月間もの公判前整理手続きの結果、法的主張を含む争点整理が十分に尽くされ、検察官も新たな主張の追加の予定はないと明確に述べていた。ところが検察官は、弁護人の主張を補強する新証拠に触れた結果、事実認定の問題を法的解釈問題にすり替えるべく、公判前整理手続きの内容を合理的な理由なく論難しているに過ぎない。

有り体に言えば、検察官は不合理な理由を並べ立てて、単に時間稼ぎを試みていることが強く疑われる所以である。

## 7 結語

以上のとおり、本件上申書②における検察官の主張及び態度は極めて遺憾であり、本件訴訟の進行を著しく遅延させる結果を避けるべく、裁判所には断固たる態度で臨んでいただくことを希望する。

以上